

# 新型コロナウイルスによる影響

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、世界各国で影響がでています。本市においても、国や大阪府からの要請や、市内における状況を踏まえた対応がされてきました。これまでの経緯を一部振り返ってみます。

- 1月16日 (国内で感染者が確認される)
- 1月27日 市保健所内に対策本部設置
- 2月 6日 マスクの配布決定 医師会等、妊産婦へ
- 2月19日 大阪府からの要請を受け、各事業の中止が始まる(1か月間の予定)
- 2月25日 学校園の対応が決まり、保護者等へ通知  
保育所、認定こども園等も対応決定
- 2月26日 帰国者・接触者相談センターの設置  
国において小中学校を3月2日から春休みまで臨時休業するよう要請  
自主登校園の開始
- 2月29日 各公共施設の休館が始まる
- 3月 2日 高齢者・障害者施設へマスクの配布  
公立高校受験生へのマスク配布
- 3月27日 市の対策本部設置
- 3月29日 市内で初の感染者が確認
- 4月 3日 大阪府より、4月8日以降の幼稚園、小中学校の臨時休業の要請  
全市民に自宅待機要請
- 4月 7日 (政府より緊急事態宣言の発出)  
行政イベント等の中止・延期の本格化
- 4月 9日 感染防止策としての市役所内レイアウトの変更と窓口アクリル板の設置
- 4月10日 寝屋川まつり中止の決定
- 4月14日 インターネット授業の配信開始
- 4月20日 感染防止のため窓口時間の変更、2班体制での交代制勤務の実施

市民の皆様方には、この度の感染症拡大防止の取り組みに多大なるご協力をいただいております。深く感謝申し上げます。

市町村	感染者数	人口	感染者/人口
寝屋川市	13人	232,896人	17,915人
大阪市	617人	2,716,400人	4,402人
堺市	83人	836,166人	10,074人
吹田市	55人	371,030人	6,746人
豊中市	55人	406,260人	7,386人
東大阪市	51人	489,462人	9,597人
松原市	45人	119,864人	2,663人
八尾市	41人	266,593人	6,502人
和泉市	39人	185,890人	4,766人
大東市	38人	120,537人	3,172人
池田市	28人	103,607人	3,700人
箕面市	27人	138,120人	5,115人

4月25日現在での大阪府からの発表を参考に作成したものです。

## ■ 新型コロナウイルスによる追加の経費

### 第一次 【3月19日時点】

相談窓口の設置	約52万円
感染症検査・発生時の患者移送等	約300万円
衛生用品等の購入 (障害者施設、保育所、幼稚園、小中学校など)	約2140万円
自主登校園・留守家庭児童会	約3480万円
放課後ディケア	約770万円

(イベントや事業の中止による未執行額 △約3500万円)

### 第二次 【4月23日時点】

衛生用品等の購入	約369万円
感染症相談窓口(コールセンター)設置	約101万円
医療資材等の購入	190万円
難病患者への衛生用品等への配送	4万円
感染症廃棄物処理費用	約2万円
周知啓発費用	約205万円
映像授業教材の配布	約98万円

## ■ 主な中止イベント (令和2年度の予定)

市政感謝会 寝屋川まつり 環境フェア 健康長生塾  
子育て応援リーダー事業 ねやがわプールの事業 クリーンリバー・春  
寝屋川ミュージックデー 寝屋川ダンスフェスティバル など

※上記以外に、延期となったイベントや事業、さらに未だ決定していないものが多数あります。

## 生活者への支援

### ◆生活福祉資金貸付制度

この制度は、低所得者世帯を対象として実施していたものですが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対象者を「休業や失業等により生活資金に悩んでいる方」に拡大し、小口資金の貸し付けを行っています。

#### 休業された方向け(緊急小口資金)

貸付上限額 10万円以内  
据え置き期間 1年以内  
償還期限 2年以内  
無利子 保証人不要

#### 失業された方向け(総合支援資金)

貸付上限額 2人以上世帯 月20万円以内  
単身世帯 月15万円以内  
※3か月間まで貸し付けが可能です  
据え置き期間 1年以内  
償還期間 10年以内  
無利子 保証人不要

### ◆住居確保給付金

対象者 離職・廃業から2年以内の方休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方  
内容 就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、住宅の家賃相当額を自治体から家主に支給  
要件 世帯人数ごとに、収入や家賃、資産の上限額が決められており、その範囲内の方に給付されます。

これらの窓口は寝屋川市社会福祉協議会になっています。感染症の拡大防止のため、**接触機会を減らすことから、まずは、電話でご相談ください。**

社会福祉協議会 生活支援課 072-812-2040 へお願いします。

# 事業者への支援メニュー

事業者に対する支援メニューは、経済産業省をはじめとして各省庁で用意されていますが、複雑です。

## 【資金繰りの支援の信用保証制度・融資制度】

○売上高が5%以上減少した場合

指定738業種が対象  
小規模事業者が対象  
生活衛生関係営業(旅館、飲食、理美容など)

新型コロナウイルス感染症特別貸付  
危機対応融資

セーフティーネット5号

新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス対策衛経(拡充)

○売上高10%以上減少した場合

生活衛生関係営業(旅館、飲食、喫茶)

衛生環境激変対策特別貸付

○売上高15%以上減少した場合

危機関連保証

○売上高20%以上減少した場合

セーフティーネット4号

●減少幅に関係なく

セーフティーネット貸付

上記のように、事業者の売り上げ状況によって利用可能な支援メニューが違ってきます。その上に、相談窓口となる先が「民間金融機関」「信用保証協会」「日本政策金融公庫」「商工組合中央金庫」などに分かれており、複雑になっています。

また、資金繰り以外にも、給付金、設備投資、販路開拓、経営環境の整備、雇用関連、税・社会保険・公共料金などの支援があります。

現時点では決定をしていますが、国の補正予算に計上されている「持続化給付金」は、法人には最大200万円、個人事業者には最大100万円、事業全般に広く使える給付金として制度設計されるよう審議されています。それらをまとめた資料が、経済産業省のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

今回の新型コロナウイルス感染症の病気としての終息は、「ワクチンが開発される」もしくは「広く免疫を持つ人が増える」ことでしかありません。各国間の流通が閉められ、各国での製造がストップしている中で、全世界でのサプライチェーンが確立している今、一国だけの終息が与える影響は小さいものです。

しかしながら、個人レベルでの活動によって、世界の状況を転換させることしか術はありません。

経済活動が再開され始めたときに、どのようなシステムを導入するのか、取り扱う事業・製品をどうするのかなど、様々な対応が、今後の日本の持続可能性・活性化につながっていく必要があります。

## 市による猶予制度

新型コロナウイルス感染症によって受ける影響には様々なケースがあります。

- 納税者ご本人、または家族が病気にかかった
- 納税者が営む事業を、休廃業した
- 納税者の営む事業の利益が減少し、損失を受けた

上記などの原因により、一時的に納税・納付ができない場合は、猶予制度等などがありますので、ご相談ご確認ください。(電話番号は、すべて直通番号)

市税に関すること 813-1136

国民健康保険料 // 813-1189

介護保険料 // 838-0518

水道料金・下水道使用料においても、支払期限の延長制度があります。支払いが困難である旨の申し出があり、上下水道局がやむを得ないと判断した場合に限ります。 824-1177